宇土市告示第１３９号

宇土市震災復興本部設置要綱を次のように定める。

令和８年１０月２７日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市震災復興本部設置要綱

（設置）

第１条　令和８年熊本地震により被災した市の復興を総合的かつ計画的に推進するため、宇土市震災復興本部(以下「本部」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、令和８年熊本地震に係る次に掲げる事務を所掌する。

(1)　復旧及び復興状況の進捗管理に関すること。

(2)　復旧及び復興に向けた方針の策定に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、復旧及び復興に関すること。

（組織）

第３条　本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

３　本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　本部長は、本部の事務を総理する。

５　副本部長は、本部長を補佐する。

６　本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、職務代理として、副本部長のうち副市長を第１位とし、教育長を第２位とする。

（会議）

第４条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　本部の庶務は、総務部復興支援室において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２８日から施行する。

別表(第３条関係)

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長　教育長
本部員	総務部長　企画財政部長　市民環境部長　健康福祉部長　経済部長

	建設部長　教育部長　議会事務局長　危機管理課長